

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年3月7日
【会社名】	株式会社総合臨床ホールディングス
【英訳名】	Sogo Rinsho Holdings Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 立川 憲之
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
【電話番号】	03-6901-6080（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 橋本 寿哉
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
【電話番号】	03-6901-6080（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 橋本 寿哉
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当572,400,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	3,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、当社は単元株制度を採用しておりません。

(注) 1. 平成25年3月7日(木)開催の取締役会決議によります。

2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり(以下「本自己株式処分」という。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

3. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	3,000株	572,400,000	-
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	3,000株	572,400,000	-

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
190,800		1株	平成25年3月25日(月)		平成25年3月25日(月)

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

3. 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。

4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社総合臨床ホールディングス経営企画部	東京都新宿区西新宿二丁目4番1号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 八王子支店	東京都八王子市横山町15番3号

3 【株式の引受け】

当該事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
572,400,000	1,170,000	571,230,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 新規発行による手取金の額とは本自己株式処分による手取金の額であり、発行諸費用の概算額とは本自己株式処分に係るアドバイザー費用等の概算額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額571,230,000円の使途については、以下の2点に充当する予定です。

当社は、EPSとの資本業務提携のため、EPS株式2,000株を取得予定であり、その取得資金を、金融機関より調達する予定であります。本件調達資金は、当該金融機関借入の返済に充当する予定です。

EPSとの業務提携推進のための調査・開発費用に充当する予定です。

具体的な使途	金額(円)	支出予定時期
EPS株式の取得に係る借入金の返済	509,000,000	平成25年4月1日
EPSとの業務提携推進のための調査・開発費用	62,230,000	平成25年4月～平成28年3月

(注) 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

名称	イーピーエス株式会社
本店の所在地	東京都文京区後楽二丁目3番19号
直近の有価証券報告書等の提出日	(有価証券報告書) 事業年度 第22期 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日) 平成24年12月21日関東財務局長に提出 (四半期報告書) 事業年度 第23期第1四半期 (自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日) 平成25年2月13日関東財務局長に提出

(注) 1. 割当予定先は株式会社東京証券取引所一部へ上場しております。

2. 割当予定先の概要は、平成25年3月7日時点におけるものです。

b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術関係		該当事項はありません。
取引関係		該当事項はありません。

(注) 提出者と配当予定先との間の関係は、平成25年3月7日時点におけるものです。

c 割当予定先の選定理由

当社は、「高い倫理性と責任のもと、医療現場の支援を通じて、医療の発展に貢献します。」を企業理念に掲げ、治験（臨床試験）を実施する医療機関の支援を通じて成長してまいりました。また、2015年7月期を最終年度とする中期経営計画“SOGO New Success Plan 2015”を策定し「売上高100億円企業」の実現に向け、S M O（治験施設支援機関）事業及びその他周辺事業の規模拡大と、新規事業の立ち上げに取り組んでおります。主要事業であるS M O事業においては、市場におけるリーディングカンパニーとして受注拡大と品質向上に取り組んでおります。

一方、E P Sは、設立以来、C R O（開発業務受託機関）のリーディングカンパニーとして事業規模を拡大し、臨床試験の個別業務に留まらず、企画から薬事申請までの一貫したサービスを提供しております。また、E P Sグループは、医薬品や医療機器の開発を取り巻く経営環境が変化する中で、「価値あるソリューションの創出を通じて、健康産業の発展に貢献します」を基本理念とする経営理念を定め、国内においては、C R O関連事業、S M O関連事業、C S O関連事業を展開しており、海外においては、臨床試験に関わるGlobal Research関連事業ならびに中国関連事業を展開しております。S M O関連事業は、連結子会社である株式会社イーピーメント（以下「EP-Mint」という。）において展開しております。EP-Mintは、癌・循環器系・脳神経外科等の高難易度領域に強く、高血圧・高脂血症・糖尿病等の生活習慣病領域も数多く手掛けております。

このように設立と発展の背景が異なる当社とE P Sは、S M O事業を中心とした協力により競争力を相互に補完するため、資本業務提携を行うこととなりました。また、同社を割当予定先とする自己株式処分の実施を決定するに至りました。

本資本業務提携により、両社はS M O事業を中心とした臨床試験の実施支援業務において、双方が得意とする地域、疾患領域、あるいは提携医療機関の種類などを補完することにより、競争力を高めることで双方の事業発展に繋げることができると考えております。

（用語説明）

1 S M O（Site Management Organization：治験施設支援機関）事業

治験を実施する医療機関から、治験の実施に係る業務の一部を受託または代行する事業。
当社は、治験を実施する医療機関に対し、C R C業務（ 2 ）、I R B事務局業務（ 3 ）及び治験事務局業務（ 4 ）の包括的支援サービスを提供することで、治験が適正かつ円滑に実施されるように医療機関の業務を支援しております。

2 C R C業務

C R C（治験コーディネーター）は、治験責任医師の指導の下、インフォームド・コンセントの取得補助、症例報告書への転記・管理、モニターとの対応窓口等、医学的判断を伴わない治験業務の支援を行います。医薬品の治験実施過程において、とりわけ被験者と治験との調整を行い、治験の倫理性、科学性を保証するための活動を行います。

3 I R B事務局業務

製薬企業等から依頼を受けた医療機関は、I R B（治験審査委員会）を開催し、倫理的、科学的及び医学的妥当性の観点から治験実施の適否を判断する必要がありますが、当社は、I R B開催の通知、資料の配布、I R B議事録の作成及び審査結果の報告等、その整備・運営に関する支援を行います。

4 治験事務局業務

医療機関が治験を実施するにあたり必要となる標準業務手順書（S O P）や各種書類の作成等、治験事務局の整備・運営に関する支援を行います。

d 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 3,000株

e 株券等の保有方針

割当予定先からは、資本業務提携に基づく一層の関係強化の趣旨に鑑み、中長期的に保有する方針であることを確認しております。

なお、当社は、割当予定先から、払込期日（平成25年3月25日）より2年以内に本自己株式処分に係る割当株式の全部または一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名または名称及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先であるEPSの第22期有価証券報告書(平成24年12月21日提出)及び直近の第23期第1四半期報告書(平成25年2月13日提出)における財務諸表により、本自己株式処分に係る払込みに必要かつ十分な現預金を有していることを確認しており、本自己株式処分に係る払込みについて確実性があるものと判断しております。

g 割当予定先の実態

割当予定先であるEPSは、会社の履歴、役員、主要株主等について有価証券報告書等において公表している株式会社東京証券取引所市場第一部の上場会社であります。また、「企業倫理行動規範」を定めており、その一つとして反社会的勢力への対応を掲げ、反社会的勢力には毅然とした態度でのぞみ、これらを寄せつけないとしております。以上の内容について当社は、EPSが株式会社東京証券取引所に提出している「コーポレートガバナンス報告書」等で確認しており、割当予定先、割当予定先の役員若しくは子会社または割当予定先の主要株主が反社会的勢力等とは関係がないものと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 処分価格の算定根拠及び合理性に関する考え方

処分価格につきましては、本自己株式処分に関する取締役会決議日の直前営業日(平成25年3月6日)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値212,000円に0.9を乗じた190,800円といたしました。

当社は、直近株価が現時点における当社の企業価値を適正に反映し、最も客観的な株価であると判断しており、当該処分価格は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」を勘案し、割当予定先と協議のうえ決定したものであり、特に有利な処分価格には該当しないものと判断いたしました。

平成25年3月6日立会取引終了後に「業績予想の修正」を公表しておりますが、採用している処分価格は、当該業績予想の修正を反映した株価を前提として決定したものではありません。しかし、当該業績予想の修正は2013年7月期第2四半期連結累計期間の連結業績について、受託済み案件の早期終了による売上高の前倒し計上が数多く見られたことから上期の業績予想の修正を行ったものであり、通期では業績予想から変更なく進捗する見込みであるため、修正開示前の株価を採用しても合理的であると考えております。

なお、取締役会決議前日の当社普通株式の終値は212,000円、取締役会決議の前日を含む直近1ヶ月間の終値の単純平均値は117,894円(円未満切捨)、取締役会決議の前日を含む直近3ヶ月間の終値の単純平均値は95,152円(円未満切捨)、取締役会決議の前日を含む直近6ヶ月間の終値の単純平均値は75,980円(円未満切捨)であり、これらの株価に対する上記の処分価格の乖離率は、順に、10%のディスカウント、61%のプレミアム、100%のプレミアム、151%のプレミアムとなっております。

このように本自己株式処分に係る処分価格については、上記から全ての株価に対する乖離率を勘案すれば、当社株式の株価が最近6ヶ月で上昇傾向にあることから、特に有利な処分価格とはいえず、合理的なものと判断しております。

払込金額が割当予定先に特に有利でないことに係る適法性に関する監査役の見解等は、以下のとおりです。

本自己株式処分にかかる取締役会に出席した監査役全員(在籍する監査役全員)が、上記算定根拠による当該処分価格については、合理的と考えられる算定根拠により決定され、かつ日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、上記算定根拠による処分価格が特に有利な発行には該当しない旨の意見を表明しております。

(2) 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本自己株式処分により、EPSに対して割当てる株式数は、3,000株であり、本自己株式処分前の当社普通株式の発行済株式数107,740株の2.78%(議決権の総数96,804個の3.09%)に相当し、これにより一定の希薄化が生じます。

しかしながら、当社といたしましては、本件の割当予定先との資本業務提携は当社の企業価値及び株主価値の向上に繋がるものと考えており、本自己株式処分による処分数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合(%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
西野 晴夫	東京都八王子市	18,194	19.39	18,194	18.79
佐々木 幸弘	東京都世田谷区	18,194	19.39	18,194	18.79
株式会社シーエーシー	東京都中央区日本橋箱崎 町24番1号	10,773	11.48	10,773	11.12
庄司 孝	東京都八王子市	3,231	3.44	3,231	3.33
イーピーエス株式会社	東京都文京区後楽二丁目 3番19号	-	-	3,000	3.09
澤 梨乃	東京都世田谷区	3,000	3.19	3,000	3.09
株式会社アイディー ディー	東京都港区南麻布二丁目 14番19号	2,525	2.69	2,525	2.60
西野 有紀	東京都八王子市	1,425	1.51	1,425	1.47
齋藤 ひとみ	東京都八王子市	1,425	1.51	1,425	1.47
社員持株会	東京都新宿区西新宿二丁 目4番1号	983	1.04	983	1.01
計		59,750	63.69	62,750	64.82

(注) 1. 平成25年1月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2. 当社は、割当前に自己株式13,936株、割当後に自己株式10,936株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。

3. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、本自己株式処分後の総議決権96,804個に対する割合です。

4. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は小数点第3位以下を切捨てております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

第1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第23期事業年度）及び四半期報告書（第24期第1四半期）（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成25年3月7日）までの間において生じた変更、その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成25年3月7日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第2 自己株式の取得等の状況

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成25年3月7日）までの自己株式の取得等の状況は以下の通りです。

株式の種類 普通株式

1 取得状況

(1) 株主総会決議による取得の状況

該当事項はありません。

(2) 取締役会決議による取得の状況

平成25年3月6日現在

区分	株式数 (株)		価額の総額 (円)
取締役会（平成24年12月20日）での決議状況 （取得期間平成24年12月21日～平成25年1月31日）	12,000		874,800,000
報告期間における取得自己株式（取得日）	12月25日	10,775	837,217,500
計	-	10,775	837,217,500
自己株式取得の進捗状況(%)	89.79		95.70

2 処理状況

平成25年3月6日現在

区分	報告期間における処分株式 数(株)		処分価額の総額(円)
その他 (新株予約権の権利行使に伴う処分)	(処分日)		
	1月9日	29	1,177,400
	1月10日	283	11,489,800
	1月11日	20	812,000
	1月15日	24	974,400
	1月16日	23	933,800
	1月17日	9	365,400
計	-	388	15,752,800
合計	388		15,752,800

3 保有状況

平成25年3月6日現在

発行月末日における保有状況	株式数(数)
発行済株式総数	107,740
保有自己株式数	13,936

第3 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第23期事業年度)の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成25年3月7日)までの間において、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、平成24年10月29日に臨時報告書を提出しております。

その報告内容は下記のとおりであります。

1 提出理由

平成24年10月25日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成24年10月25日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金600円 総額62,514,600円

ロ 効力発生日

平成24年10月26日

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役として、西野晴夫、佐々木幸弘、立川憲之、橋本寿哉、庄司孝、柿木博之、高橋久を選任する。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役として、倉田忠正、石田勝久、田辺信彦を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 剰余金処分の件	79,074	111	0	(注)1	可決 98.7
第2号議案 取締役7名選任の件					
西野晴夫	79,056	132	0	(注)2	可決 98.7
佐々木幸弘	79,057	131	0		可決 98.7
立川憲之	79,031	157	0		可決 98.6
橋本寿哉	79,034	154	0		可決 98.7
庄司孝	79,048	140	0		可決 98.7
柿木博之	78,916	272	0		可決 98.5
高橋久	78,911	277	0		可決 98.5
第3号議案 監査役3名選任の件					
倉田忠正	79,064	121	0	(注)2	可決 98.7
石田勝久	78,925	260	0		可決 98.5
田辺信彦	79,063	122	0		可決 98.7

(注)1.出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

第4 最近の業績の概要

第24期第2四半期（自平成24年11月1日至平成25年1月31日）の業績の概要

平成25年3月7日開催の取締役会で承認された第24期第2四半期（自平成24年11月1日至平成25年1月31日）に係る四半期連結財務諸表は以下のとおりであります。

なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューは終了しておりませんので、四半期レビュー報告書は受領しておりません。

四半期連結財務諸表

1 四半期連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年7月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年1月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,039,534	916,953
受取手形及び売掛金	1,252,777	1,563,501
仕掛品	2,267,486	1,938,428
繰延税金資産	188,644	184,007
その他	165,814	132,700
貸倒引当金	2,516	2,500
流動資産合計	5,911,742	4,733,090
固定資産		
有形固定資産		
建物	145,042	147,264
減価償却累計額	83,607	87,528
建物（純額）	61,435	59,735
その他	181,588	171,434
減価償却累計額	155,918	149,893
その他（純額）	25,669	21,541
有形固定資産合計	87,104	81,277
無形固定資産		
のれん	1,446,678	1,396,110
その他	143,639	132,985
無形固定資産合計	1,590,317	1,529,096
投資その他の資産		
投資有価証券	96,503	119,753
繰延税金資産	142,561	62,012
破産更生債権等	198,231	-
その他	171,308	178,513
貸倒引当金	198,231	-
投資その他の資産合計	410,372	360,279
固定資産合計	2,087,795	1,970,653
資産合計	7,999,538	6,703,743

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年7月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年1月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	47,297	25,331
短期借入金	16,891	66,891
未払法人税等	260,977	198,941
前受金	1,995,545	1,630,166
賞与引当金	91,305	105,529
受注損失引当金	141,959	137,823
債務保証損失引当金	316,482	-
その他	554,383	424,772
流動負債合計	3,424,842	2,589,456
固定負債		
長期借入金	83,048	74,603
その他	16,778	15,777
固定負債合計	99,827	90,380
負債合計	3,524,669	2,679,836
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,364,517	1,364,517
資本剰余金	1,658,366	1,651,846
利益剰余金	1,414,098	1,734,228
自己株式	143,434	954,088
株主資本合計	4,293,547	3,796,503
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,800	12,164
その他の包括利益累計額合計	2,800	12,164
新株予約権	20,917	25,716
少数株主持分	163,203	189,522
純資産合計	4,474,868	4,023,906
負債純資産合計	7,999,538	6,703,743

2 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

四半期連結損益計算書

第2四半期連結累計期間

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年8月1日 至平成24年1月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年8月1日 至平成25年1月31日)
売上高	2,548,930	3,367,395
売上原価	1,573,254	2,072,106
売上総利益	975,676	1,295,288
販売費及び一般管理費	1,641,367	1,706,054
営業利益	334,308	589,234
営業外収益		
受取利息	380	220
受取配当金	2,400	2,400
還付加算金	25	198
未払配当金除斥益	806	918
雑収入	636	491
営業外収益合計	4,248	4,229
営業外費用		
支払利息	582	544
自己株式取得費用	-	192
雑損失	23	21
営業外費用合計	606	758
経常利益	337,950	592,704
特別利益		
医療機関支援関連損失戻入益	-	95,011
特別利益合計	-	95,011
特別損失		
固定資産除却損	563	1,364
事務所移転費用	7,140	4,432
その他	230	-
特別損失合計	7,933	5,796
税金等調整前四半期純利益	330,016	681,919
法人税、住民税及び事業税	169,118	196,055
法人税等調整額	6,053	76,900
法人税等合計	163,065	272,956
少数株主損益調整前四半期純利益	166,951	408,963
少数株主利益又は少数株主損失()	12,249	26,318
四半期純利益	179,201	382,644

四半期連結包括利益計算書

第2四半期連結累計期間

(単位:千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年8月1日 至平成24年1月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年8月1日 至平成25年1月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	166,951	408,963
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	284	14,964
その他の包括利益合計	284	14,964
四半期包括利益	166,667	423,927
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	178,917	397,608
少数株主に係る四半期包括利益	12,249	26,318

3 四半期連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年8月1日 至平成24年1月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年8月1日 至平成25年1月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	330,016	681,919
減価償却費	33,169	30,819
のれん償却額	50,567	50,567
貸倒引当金の増減額(は減少)	170	16
賞与引当金の増減額(は減少)	688	14,223
受注損失引当金の増減額(は減少)	845	4,136
受取利息及び受取配当金	2,780	2,620
支払利息	582	544
医療機関支援関連損失戻入益	-	95,011
固定資産除却損	563	1,364
売上債権の増減額(は増加)	203,845	310,723
たな卸資産の増減額(は増加)	90,965	330,779
仕入債務の増減額(は減少)	9,000	21,966
未払消費税等の増減額(は減少)	20,788	18,233
前受金の増減額(は減少)	187,855	365,378
その他	126,466	41,139
小計	556,271	250,993
利息及び配当金の受取額	2,587	2,618
利息の支払額	582	544
リース解約損の支払額	754	213
医療機関支援関連損失の支払額	-	289,675
法人税等の支払額	268,737	253,855
法人税等の還付額	7,517	9,959
営業活動によるキャッシュ・フロー	296,301	280,717
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	16,503	2,690
有形固定資産の売却による収入	510	-
無形固定資産の取得による支出	25,589	6,107
投資有価証券の売却による収入	3,100	-
貸付金の回収による収入	-	50
敷金及び保証金の回収による収入	7,283	21,733
敷金及び保証金の差入による支出	15,849	12,744
投資活動によるキャッシュ・フロー	47,048	242
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	-	50,000
長期借入金の返済による支出	12,960	8,445
自己株式の取得による支出	-	837,217
ストックオプションの行使による収入	-	15,752
配当金の支払額	72,373	62,195
少数株主への配当金の支払額	2,132	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	87,465	842,105
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	161,786	1,122,580
現金及び現金同等物の期首残高	1,803,891	2,027,138
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,965,678	1,904,557

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度	自平成23年8月1日	平成24年10月25日
	(第23期)	至平成24年7月31日	関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度	自平成24年8月1日	平成24年12月10日
	(第24期第1四半期)	至平成24年10月31日	関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年10月25日

株式会社 総合臨床ホールディングス
取締役会 御中

仰星監査法人

代表社員
業務執行社員

公認会計士 中川 隆之 印

業務執行社員

公認会計士 原 伸夫 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社総合臨床ホールディングスの平成23年8月1日から平成24年7月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社総合臨床ホールディングス及び連結子会社の平成24年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社総合臨床ホールディングスの平成24年7月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社総合臨床ホールディングスが平成24年7月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
 - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成24年10月25日

株式会社 総合臨床ホールディングス
取締役会 御中

仰星監査法人

代表社員
業務執行社員

公認会計士 中川 隆之 印

業務執行社員

公認会計士 原 伸夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社総合臨床ホールディングスの平成23年8月1日から平成24年7月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社総合臨床ホールディングスの平成24年7月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年12月7日

株式会社総合臨床ホールディングス

取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人

代 表 社 員
業 務 執 行 社 員

公 認 会 計 士 岡 本 悟 印

業 務 執 行 社 員

公 認 会 計 士 原 伸 夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社総合臨床ホールディングスの平成24年8月1日から平成25年7月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成24年8月1日から平成24年10月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成24年8月1日から平成24年10月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社総合臨床ホールディングス及び連結子会社の平成24年10月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。